

こ支性第 1 2 1 号
令和 8 年 10 月 1 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に係る監督等指針の策定について（通知）

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法においては、対象事業者に義務付けられる犯罪事実確認、安全確保措置及び情報管理措置が適正に実施されることを確保するため、こども家庭庁が対象事業者に対し、必要な監督等を行うこととされています。

今般、監督等の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とし、監督等についてこども家庭庁が準拠する事項を定めた「監督等指針」（以下「本指針」という。）を下記のとおり定めました。

各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、本指針の内容についてご了解いただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して本指針について周知いただくようお願いいたします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

なお、上述のとおり、本指針はこども家庭庁が法に基づいて行う監督等に関するものであり、犯罪事実確認実施者等（義務事業者）に対しては所轄庁においても監督等が行われます。所轄庁が行う監督等については、本指針とは別に、各業法の指導監査の細目を定めた通知の改正等が行われています（こども家庭庁と所轄庁の役割分担等については、別紙 1 から別紙 4 までを参照）。

各通知等の具体的な改正点については下記の通知等をご参照ください。

記

1. 監督等指針について

監督等指針は、別添 1（犯罪事実確認実施者等（義務対象事業者）に係る監督等の指針）及び別添 2（認定事業者等に係る監督等の指針）のとおり。

【資料掲載先】

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

2. 業法に基づく監督等に係る通知の改正について

こども性暴力防止法の施行に伴い、所轄庁が行うこととなる各業法に基づく監督等については、次の通知等を参照されたい。

- ・『『児童福祉行政指導監査の実施について』の一部改正について』（令和 8 年 10 月 1 日付けこ成事第 557 号・こ支総第 240 号こども家庭庁成育局長及び支援局長連名通知）
- ・『『指定障害児通所支援事業者等の指導監査について』の一部改正について』（令和 8 年 10 月 1 日付けこ支障第 266 号・障発 1001 第 5 号こども家庭庁支援局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）
- ・『『障害者支援施設等に係る指導監査について』の一部改正について』（令和 8 年 10 月 1 日付け障発 1001 第 4 号・こ支障第 265 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及びこども家庭庁支援局長連名通知）
- ・「こども性暴力防止法の施行等に伴う保育所等の監査調書及び自己点検票の見直しについて（周知）」（令和 8 年 10 月 1 日付けこども家庭庁成育局保育政策課及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課連名事務連絡）
- ・『『子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について』の一部改正について』（令和 8 年 10 月 1 日付けこ成保第 606 号・8 初幼教第 5 号こども家庭庁成育局保育政策課長及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知）
- ・「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等及び認定事業者等に対する監督等について（通知）」（令和 8 年 10 月 1 日付け 8 文科教第 1072 号文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長及び高等教育局長、スポーツ庁次長並びに文化庁次長連名通知）



こども性暴力防止法に基づく措置の監督等(法令・ガイドライン)

概要

- こども性暴力防止法において対象事業者が講じなければならないこととされている措置(①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置)については、「こども性暴力防止法に基づいてこども家庭庁が行う監督」及び「各業法に基づいて所轄庁が行う監督」によって、実効性を確保することとしている。

こども家庭庁と所轄庁の役割分担

【犯罪事実確認実施者等(義務事業者)】

- ①犯罪事実確認、③情報管理措置の監督等は、こども家庭庁が行う。
(こども性暴力防止法)
- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置の監督等は、所轄庁が行う。
(各業法(児童福祉法等))

【認定事業者等】

- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置の監督等は、
いづれもこども家庭庁が行う。
(こども性暴力防止法)

なお、義務事業者のうち国公立等(※)は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外。
(※)国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの施設等運営者

監督等指針の策定等について

- ガイドライン等において、監督指針等の策定については以下のとおり記載。
 - 「監督業務に関するより詳細な手順や運用方法等については、別途、監督指針等により示す予定である」(ガイドライン「IX. 監督等1. 総則」)
 - 「所轄庁による監督等は、各業法を根拠として行われるため、各業法の下位法令、指導監督の細目を定めた通知等、各所轄庁における具体的な監督指針等について、法の施行までに、必要に応じて改正等が行われる必要がある」

(こども性暴力防止法施行準備検討会「中間とりまとめ」p248)

図表 106 こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担

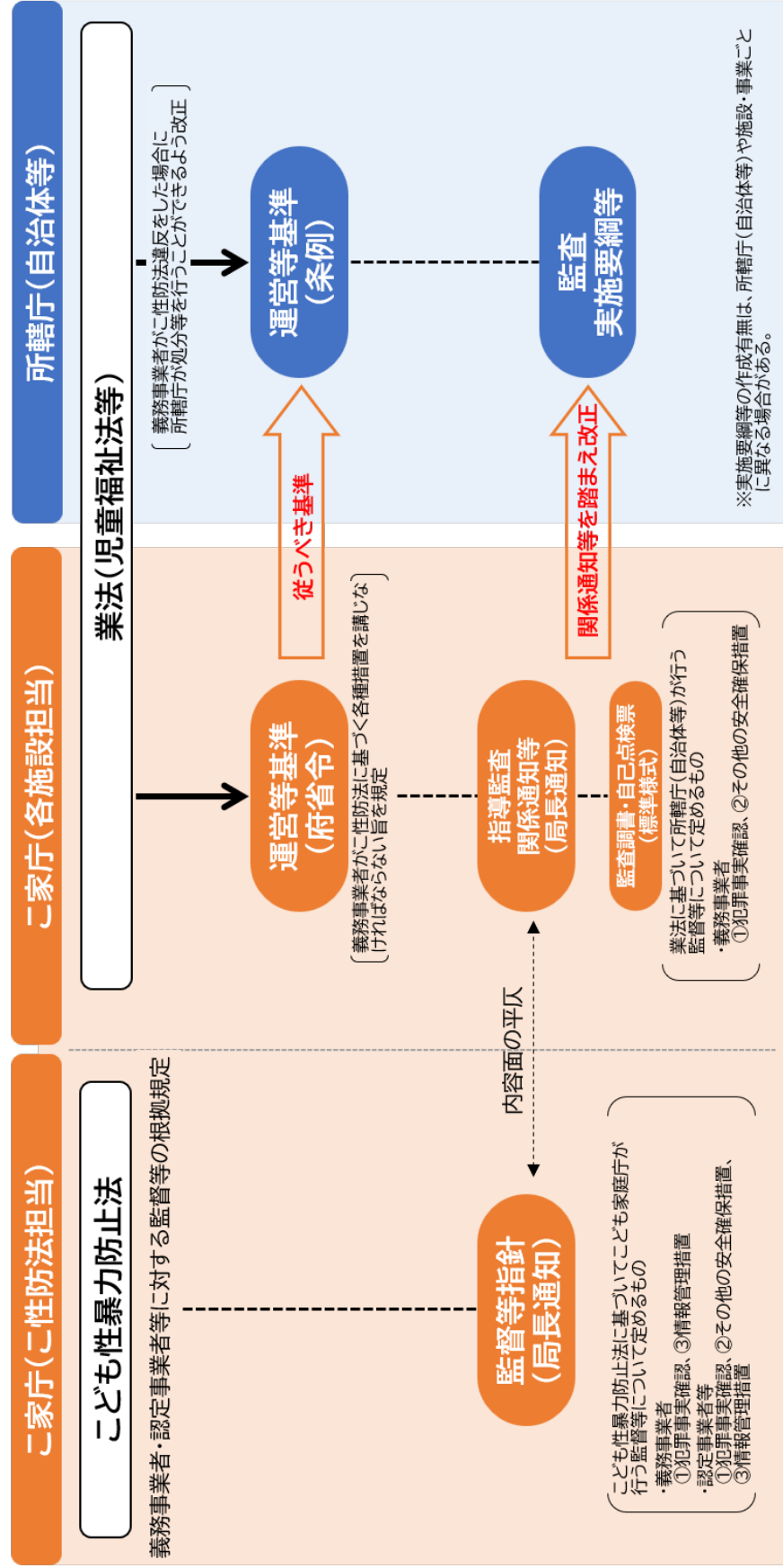
監督等の内容	こども家庭庁による監督等	所轄庁による監督等
犯罪事実確認	(法に基づく定期報告等の対象外)	・業法に基づく定期報告受領
その他の安全確保措置	(法に基づく監督権限なし)	・業法に基づく指導・助言等
情報管理措置	法に基づく情報漏えい時の報告受領	・業法に基づく報告徴収・立入検査等
	(法に基づく定期報告等の対象外)	・業法に基づく命令・処分等
犯罪事実確認実施者等(民間法人等)		(※)
犯罪事実確認	・法に基づく定期報告受領	・業法に基づく定期報告受領
その他の安全確保措置	・法に基づく報告徴収・立入検査	・業法に基づく指導・助言等
情報管理措置	・法に基づく違反事業者の公表	・業法に基づく報告徴収・立入検査等
	(法に基づく監督権限なし)	・業法に基づく命令・処分等
	・法に基づく情報漏えい時の報告受領	・業法に基づく報告徴収等
	・法に基づく定期報告受領	・業法に基づく命令・処分等
	・法に基づく報告徴収・立入検査	(※)
	・法に基づく是正命令	
認定事業者等		(監督権限がある所轄庁が存在している場合のみ)
犯罪事実確認	・法に基づく情報漏えい時の報告受領	・業法に基づく報告徴収等
その他の安全確保措置	・法に基づく定期報告受領	・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	・法に基づく報告徴収・立入検査	(※)
	・法に基づく適合命令・是正命令	
	・法に基づく認定取消し・公表	

(出典) こども性暴力防止法施行ガイドライン



監督関係の基準・指針等の体系 概要図(児童福祉法等)

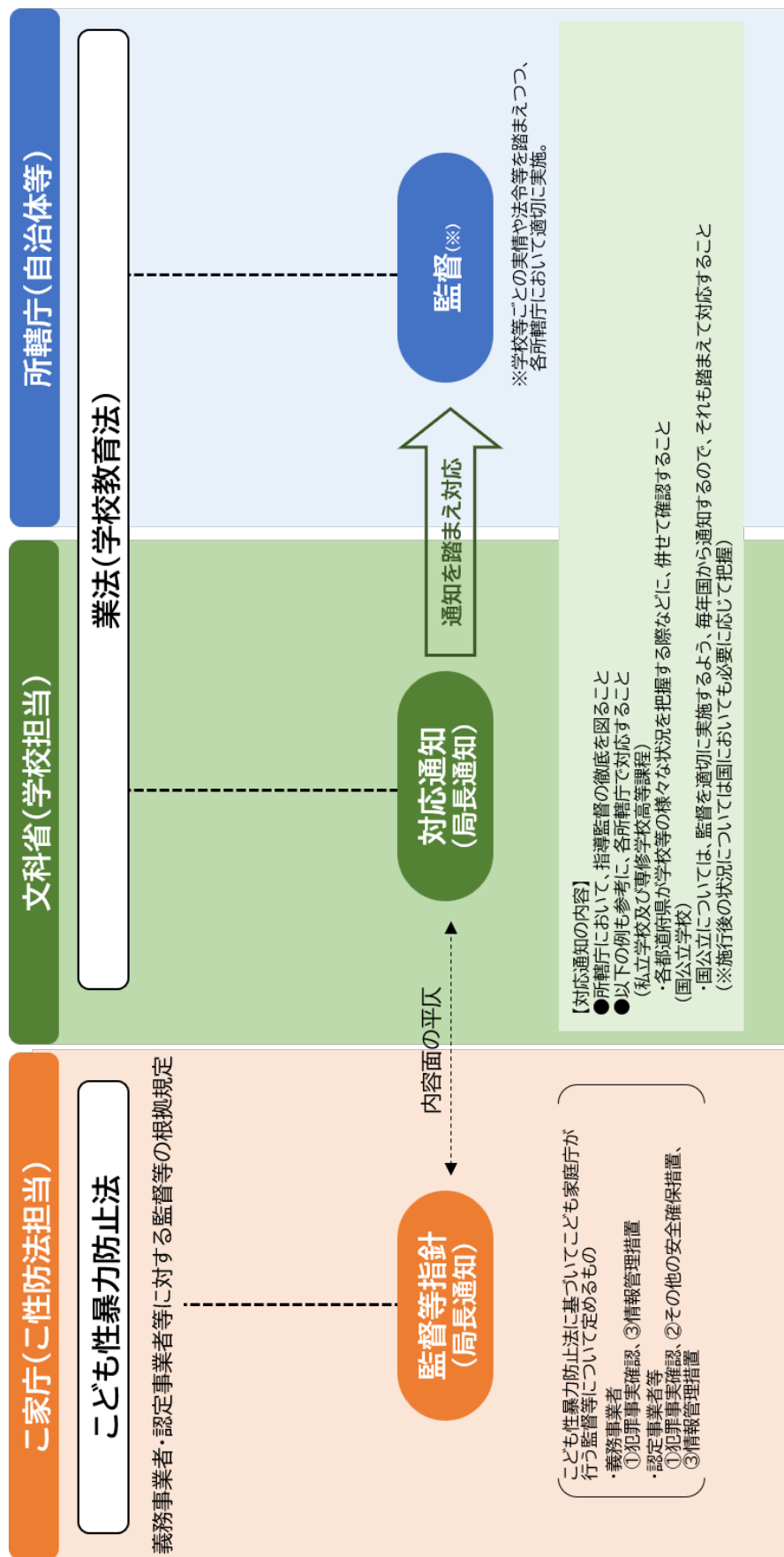
- こども性暴力防止法(令和6年法律第69号)附則において、業法(児童福祉法・認定こども園法)を改正し、義務事業者がこども性暴力防止法違反をした場合に、所轄庁が行政処分を行うことができること等を規定
- こども性暴力防止法施行規則(令和7年内閣府令第104号)附則等において、業法に基づく各施設・事業の運営等基準を改正し、義務事業者がこども性暴力防止法に基づく各種措置を講じなければならない旨を規定





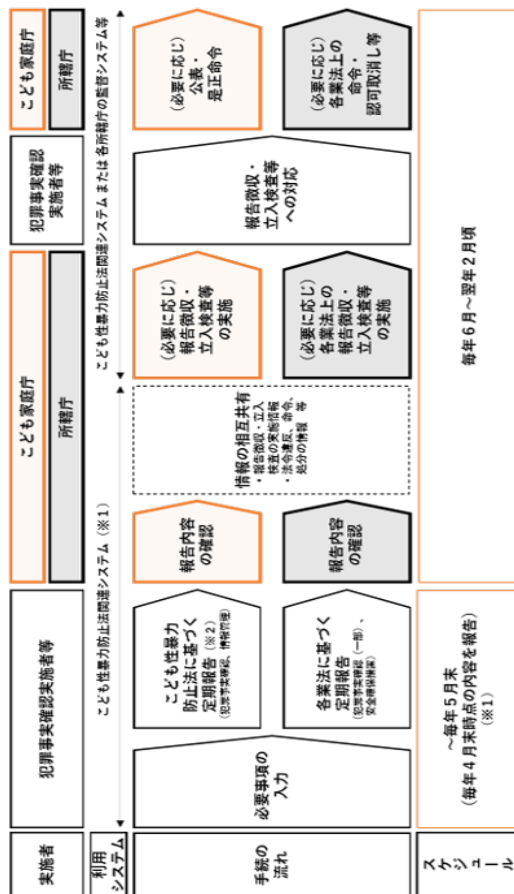
監督関係の基準・指針等の体系 概要図(学校関係)

- 子ども性暴力防止法(令和6年法律第69号)附則において、業法(学校教育法)を改正。学校の設置者がこども性暴力防止法違反をした場合に、業法に基づいて所轄庁が行政処分等を行うことができる。
- 監督等指針を策定するとともに、文部科学省から所轄庁による対応が適切に行われるよう通知を行う。



犯罪事実確認実施者等(義務事業者)

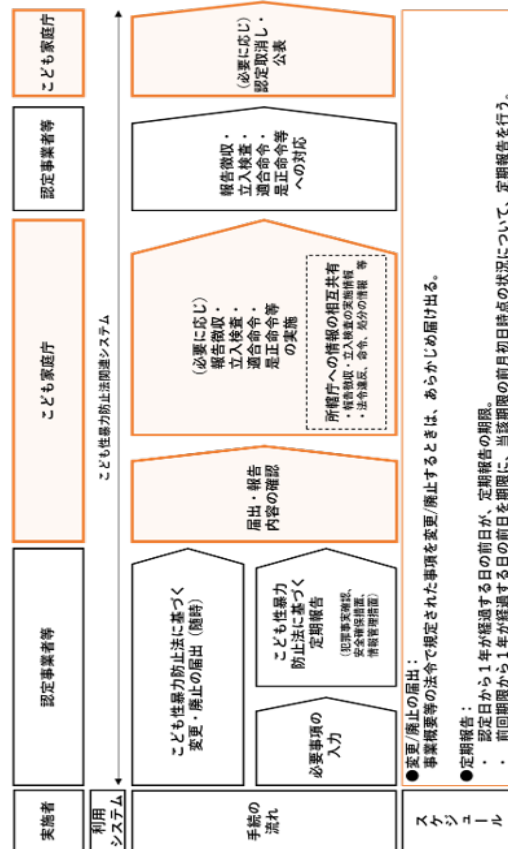
○犯罪事案捜査課長報告は、このも性暴力防止法及び各法律に基づき、このも家庭内・所轄内へ被害の現状状況を定期的に報告する。このも家庭内および所轄内は、あらかじめ情報を相互に共有しながら、必要に応じて報告徴収・立入検査等を行う。

[illegible]

認定事業者等

○認定事業者等は、こども性暴力防止法に基づき、こども家庭庁へ、変更・廃止の届出を行うとともに、措置の実施状況を定期的に報告する。

○こども家庭庁は、必要に応じて報告徴収、立ち検査、是正命令等を行う。



(※1) その他、外部からのことも性別暴力防止法違反に係る通報に対しても対応する